

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：32689

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化(A））

研究期間：2019～2023

課題番号：18KK0370

研究課題名（和文）国際経済紛争処理制度の改革

研究課題名（英文）Reform of the International Economic Dispute Settlement

研究代表者

福永 有夏（Fukunaga, Yuka）

早稲田大学・社会科学総合学院・教授

研究者番号：10326126

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,400,000円

渡航期間：12ヶ月

研究成果の概要（和文）：世界貿易機関(WTO)紛争処理と投資家対国家の紛争処理(ISDS)特に投資仲裁(以下、まとめて国際経済紛争処理とする)について、どのような批判があるか、批判についてどのような改革が可能であるかを明らかにした。

国際経済紛争処理に対する批判の一つは、国際経済紛争処理法廷が国の規制権限に対して適切な配慮を行っていないというものである。本研究においては、気候変動政策や安全保障政策に関連する国際経済紛争処理を分析し、違法性有無の審理と規制権限に対する配慮とをいかにバランスしうるかを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際経済紛争処理は、国際経済紛争を法に基づき解決するために不可欠の要素である。にもかかわらず、国際経済紛争処理に対する批判が高まり、WTO紛争処理については部分的な機能不全に陥り、投資仲裁については離脱する国が増えている。

本研究は、国際経済紛争処理の改革案を提示したことで、引き続き国際経済紛争処理が活用され、国際社会における法の支配が維持されることに貢献すると期待される。

研究成果の概要（英文）：This research examined the World Trade Organization (WTO) Dispute settlement and Investor-State Dispute Settlement (ISDS), particularly investment arbitration (hereafter international economic dispute settlement) and discussed how it can be improved. One of the criticisms against international economic dispute settlement is that international economic dispute settlement tribunals do not pay appropriate deference to states' right to regulate. This research reviewed international economic disputes involving climate change policies and security policies and suggested how the tribunals can balance the need to assess the legality of states' policies and the need to pay deference to states' right to regulate.

研究分野：国際法

キーワード：国際貿易紛争 国際投資紛争 WTO紛争処理 投資家対国家の紛争処理(ISDS) 投資仲裁

1. 研究開始当初の背景

世界貿易機関(WTO)紛争処理は WTO 協定に関する紛争を解決するための制度で、特にパネルと上級委員会という準裁判的機関が貿易紛争の解決のために活用されてきた。またパネルと上級委員会による WTO 協定解釈の蓄積は WTO 協定の明確化に貢献してきた。

他方で投資仲裁は、国際投資協定に盛り込まれることの多い紛争処理手続で、外国投資家と投資受入国との紛争の解決に貢献してきた。国際投資協定は二国間で締結されることが多く、そのルールの内容はさまざまであるが、投資仲裁による国際投資協定解釈の蓄積は一定程度投資ルールの明確化を進めてきた。

このように、WTO 紛争処理と投資仲裁は国際経済紛争の解決と国際経済法の明確化に貢献してきたが、その影響力が高まるにつれ近年では批判にさらされるようにもなった。

特に WTO 紛争処理については、米国が「上訴機関である上級委員会は WTO 協定で認められた権限を逸脱して審理を行っている」などと批判を行い、上級委員会委員の任命・再任を妨げた結果、2019 年 12 月以降上級委員会が機能不全となり、WTO 紛争処理全体の機能が低下している。こうした事態を受けて、上級委員会を含めた WTO 紛争処理の改革に向けた機運が高まった。

投資仲裁についても、仲裁手続の透明性や公平性の欠如、仲裁判断の一貫性の欠如といったシステミックな問題が長年指摘されてきた。また近年では特に気候変動対策のための政策が投資仲裁の対象となり、違法性が認定される事例が多数あり、投資仲裁制度が気候変動政策と整合的でないと批判されることも増えている。そこで、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)第 3 作業部会において投資家対国家の紛争処理(ISDS)改革に関する議論が進められたり、国際投資紛争解決センター(ICSID)において仲裁規則の改正が行われるなどした。また国際投資協定において仲裁手続の改善が盛り込まれることも増えている。

2. 研究の目的

本研究は、WTO 紛争処理と投資仲裁をどのように改革すべきかを明らかにすることを目的とした。

本研究が特に注目したのは、国家の規制権限との関係での国際経済紛争処理のあり方である。

WTO 協定や国際投資協定といった国際経済協定は、国に経済政策に関する一定の義務を課すものであるが、同時に環境や安全保障といった正当な政策目的を実現するための規制権限(裁量)を認めている。国際経済紛争処理においては、パネルや上級委員会、投資仲裁は国の国際経済協定義務違反の有無を審理かつ決定しなければならないが、同時に協定上認められている国の規制権限を尊重することも求められる。国際経済紛争処理に対する批判は、国際経済紛争処理が国の規制権限に対して適切な配慮を行っていない(と認識されている)ことを背景としており、国際経済紛争処理の改革においては違法性有無の審理と規制権限に対する配慮との適切なバランスを実現することが不可欠となる。

こうした問題が先鋭化しているのが気候変動や安全保障に関連する国際経済紛争であることから、本研究はこうした紛争の研究を通じて国際経済紛争処理のあるべき姿を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、国際共同研究を主たる方法として実施した。

とりわけ、2021 年 9 月から 1 年間、ケンブリッジ大学ラウターバクト国際法センターに客員研究員として滞在し、同研究所の研究者と共同研究を行った。

とりわけ主たる共同研究者であった同研究所フェローの Jorge E. Viñuales 教授は、気候変動政策に関わる国際貿易投資紛争に顕著な業績を有しており、同研究所滞在中は気候変動関連紛争における国際経済紛争処理制度のあり方を主として研究した。同研究所のフェローには、Marie-Claire Cordonier Segger 教授や Markus Gehring 博士といった気候変動に関わる国際法を専門とする研究者も含まれており、Segger 教授及び Gehring 博士とは、国際学会において共同発表も行った。

また同研究所フェロー Joanna Gomula 博士は国際貿易法を専門としており、Gomula 博士とは WTO 紛争処理についてしばしば意見交換を行った。とりわけ上級委員会改革問題については、チェコの Pavel Šturma 教授も加わりワークショップを開催して意見交換を行った。また同研究所フェローでやはり国際貿易法を専門とする Lorand Bartels 教授はあいにく在外研究中で不在であったが、ケンブリッジに一時帰国の折に意見交換の機会を持った。

このほか John Barker 博士、Surabhi Ranganathan 教授と国際紛争処理全般についての意見交換を行ったことも有益であった。

同研究所に所属する客員研究員の中にも、国際経済紛争処理制度を専門とする研究者が複数おり、客員研究員同士での意見交換も有用であった。特にケンブリッジ渡航当初はコロナの影響で滞在する客員研究員が少なかったため、意見交換を活発化する目的で客員研究員を対象とした勉強会を自ら立ち上げ、定期的で開催した。この活動は研究所の主たる活動として研究所 SNS などでも紹介された。

ケンブリッジ大学所属の大学院生と研究交流の機会を持てたことも有用であった。特に、国際貿易紛争実務に詳しい Victor Crochet 弁護士がケンブリッジ大学大学院に滞在中であり、国際

貿易紛争実務についての知見を得たり国際貿易紛争処理改革について意見交換をしたことが有益であった。

ケンブリッジ大学外の研究者とも国際共同研究を行った。気候変動関連の投資仲裁や国際投資協定については、シンガポール国立大学の N Jansen Calamita 教授の主宰する共同研究に参加したほか、エネルギー関連投資仲裁実務家の集まりである ENERAP に日本支部主宰者として参加した。また貿易関連国際法における気候変動政策の位置付について、ジョージタウン大学の Kathleen Claussen の主宰する共同研究に参加した。

コロナの渡航制限のため、イギリス国外での聞き取り調査を行うことは困難であったが、2022年3月にはワシントン DC において ICSID を訪問し、ICSID 仲裁規則の改正を中心に投資仲裁の改革に関する聞き取りを行った。

ケンブリッジ大学渡航前には、WTO 紛争処理や投資仲裁における事例を研究することを特に重視した。また、WTO 紛争処理や投資仲裁以外の国際裁判事例についても研究の対象とし、比較分析を行った。

帰国後は、書籍、論文、学会・国際会議、個人ウェブサイト等を通じて研究成果を発表した。

4. 研究成果

主な研究成果は下記のとおりである。

(1) 気候変動関連紛争

本研究は、気候変動政策の投資協定との適合性が投資仲裁において争われた事例の研究を通じ、投資仲裁のあるべき姿を明らかにした。

気候変動関連投資仲裁事例の増加は、国際投資法及び投資仲裁制度によって気候変動政策の実施が妨げられる恐れがあるとの懸念を特に欧州において高めることになった。本研究では、気候変動関連投資仲裁事例で適用法とされることの多いエネルギー憲章条約(ECT)について、仲裁事例や近代化交渉を分析した。近代化交渉は2022年に実質合意が成立したが、欧州においては合意によっても親和性は十分確保されていないとの批判が根強く、多数のEU加盟国がECT脱退を表明しており、EUも脱退する見込みとなっている。ただし、ECTの改正案は2024年にも採択されることが期待されている。

(2) 安全保障関連紛争

WTO 紛争処理を中心に、安全保障関連の貿易紛争処理のあるべき姿についても論じた。

貿易と安全保障をテーマとして講演や国際会議発表を行ったほか、論文を通じて発表した。

また、経済的威圧に対応する必要性が高まっている中、WTO 紛争処理を用いず一方的に経済的威圧に対応する法制度がEUで成立したほか、日本でも経済的威圧に対する対応が検討されている。本研究では、経済的威圧に関する紛争について、WTO 紛争処理制度をどのように活用し得るのか、またWTO 紛争処理以外の対応手段があるのかを検討し、国際学会などで発表した。

(3) 国際経済紛争処理事例研究

WTO 紛争処理については、重要なWTO紛争の背景、法的論点、紛争処理の時系列的展開を専門家のみならず一般の方にも読めるような形でまとめた日本語書籍『貿易紛争とWTO: ルールに基づく紛争解決の事例研究』(法律文化社)を出版した。

コロナ禍で対面での共同研究や研究発表の機会が減少したことをきっかけに、自らの個人ウェブサイト(researchmap)で研究成果の一部の公表を始めた。

1つは[WTO 紛争処理のパネル・上級委員会報告等要旨](#)で、最近のものを中心にパネル・上級委員会報告等の要旨と考察を掲載している。

もう1つは[研究ブログ](#)で、日々の研究活動の紹介のほか、国際経済紛争処理に関連する時事問題の分析を掲載している。

(4) 今後

WTO 紛争処理については、2024年中に改革について一定の方針が示されることが期待されている。

また投資仲裁については、様々なフォーラムで改革の議論が続けられている。

国際経済紛争処理制度の改革については、今後も継続的に研究を続けていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 福永有夏	4. 巻 1
2. 論文標題 エネルギー憲章条約(ECT) の現在地	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際経済法雑誌	6. 最初と最後の頁 294-321
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 福永有夏	4. 巻 796
2. 論文標題 MPIA仲裁と貿易紛争処理	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 24(6)
2. 論文標題 Book Review: Global Regulatory Standards in Environmental and Health Disputes: Regulatory Coherence, Due Regard, and Due Diligence, written by Caroline E. Foster	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 The Journal of World Investment & Trade	6. 最初と最後の頁 971-975
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 福永 有夏	4. 巻 155
2. 論文標題 国際投資法と気候変動	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 129 ~ 147
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.57520/prifr.155.0_129	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 -
2. 論文標題 Right to Regulate and Japan's Major International Investment Agreements	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 RIETI Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 21
2. 論文標題 Deference and the Authority of International Adjudication	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 The Law & Practice of International Courts and Tribunals	6. 最初と最後の頁 425-430
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1163/15718034-12341481	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 -
2. 論文標題 Are Digital Trade Disputes 'Trade Disputes'?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Shin-yi Peng, Ching-Fu Lin & Thomas Streinz eds., Artificial Intelligence and International Economic Law: Disruption, Regulation, and Reconfiguration (Cambridge University Press, 2021)	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 -
2. 論文標題 Precedent in Investment Arbitration: Is an Institutionalized Investment Court More Desirable?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Chia-Jui Cheng ed., A New Global Economic Order: New Challenges to International Trade Law	6. 最初と最後の頁 301-340
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 20
2. 論文標題 The Appellate Body's Power to Interpret the WTO Agreements and WTO Members' Power to Disagree with the Appellate Body	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Journal of World Investment and Trade	6. 最初と最後の頁 793-820
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福永有夏	4. 巻 47
2. 論文標題 シェブロン事件 第2部分判断及びイーライリリー事件最終判断の分析～韓国徴用工訴訟判決の投資仲裁による救済の可能性～(下)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 819-829
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福永有夏	4. 巻 47
2. 論文標題 シェブロン事件 第2部分判断及びイーライリリー事件最終判断の分析～韓国徴用工訴訟判決の投資仲裁による救済の可能性～(上)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 691-699
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuka Fukunaga	4. 巻 n/a
2. 論文標題 Interpretative Authority of the Appellate Body: Replies to the Criticism by the United States	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Chang-fa Lo, Junji Nakagawa, Tsai-fang Chen eds., The Appellate Body of the WTO and Its Reform (Springer)	6. 最初と最後の頁 167-183
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計18件（うち招待講演 15件 / うち国際学会 9件）

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Standard of review under Art.17.6(ii) of ADA: Assessment of MPIA findings in Colombia - Frozen Fries AD
3. 学会等名 Asia WTO Research Network (AWRN) Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 The Sustainability Revolution in Trade Agreements
3. 学会等名 Society of International Economic Law (SIEL) Global Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Anti-Coercion
3. 学会等名 Society of International Economic Law (SIEL) Global Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 福永有夏
2. 発表標題 WTO義務違反の法的帰結 紛争処理制度の再評価
3. 学会等名 国際法学会研究大会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Judicial Deference in Trade and Investment Dispute Settlement
3. 学会等名 Taipei International Conference on Arbitration and Mediation (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 How to Define and Respond to Economic Coercion
3. 学会等名 CIBEL Global Network Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 International Trade, Investment and Climate Law
3. 学会等名 International Law Association (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 The ECT, its Future, and the Divide between Europe and Japan
3. 学会等名 Centre for International Law National University of Singapore (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Perspectives of Stakeholders on Dispute Settlement Mechanisms in Trade Disputes
3. 学会等名 APEC Current Trends on Dispute Settlement Mechanisms (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Trade dispute resolution in Asia and the Pacific: Insights and policy challenges
3. 学会等名 Asia Regional Integration Center (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Asia On-line Forum on the WTO Dispute Settlement System
3. 学会等名 Seoul National University (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Charting a Path Forward at the WTO: Determining Next Steps
3. 学会等名 Asia Society Policy Institute (ASPI) (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Judicial Deference of International Courts and Tribunals
3. 学会等名 Lauterpacht Centre for International Law (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 National Security from a Trade Law Perspective
3. 学会等名 アメリカ国際法学会 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Judicial Review of National Security Exceptions under International Trade and Investment Law
3. 学会等名 Lancaster University CILHR Seminar Series (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 The Future of WTO Dispute Settlement and Investor-State Arbitration: Possibility of Cross-Fertilization
3. 学会等名 International Conference on "A Changing International Economic Order and the Response from International Law" (中国法学会世界貿易機関法研究会、对外經濟貿易大学) (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yuka Fukunaga
2. 発表標題 Precedent in Investment Arbitration: Comparison with Institutionalized International Courts and Tribunals
3. 学会等名 Athens Workshop of the ESIL Interest Group on International Economic Law(European Society of International Law) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 福永有夏
2. 発表標題 WTO改革の方向と可能性
3. 学会等名 国際貿易投資研究所・日本貿易会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 福永有夏	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 306
3. 書名 貿易紛争とWTO: ルールに基づく紛争解決の事例研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
ピニユアレス ホルヘ (Vinuales Jorge)	ケンブリッジ大学・Lauterpacht Centre・Professor	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 日本国際経済法学会年次大会(ジェームズ・バッカス教授講演会)	開催年 2022年～2022年
国際研究集会 早稲田大学ジェームズ・バッカス教授講演会	開催年 2022年～2022年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	ケンブリッジ大学法学部附属ラウターパクト国際法センター			
米国	ジョージタウン大学ローゼンター			
シンガポール	シンガポール国立大学			
チェコ	プラハ・カレル大学			